

京都市訓令甲第21号
市立大学

京都市学長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大作

第1条中「課長，事務長」を「室長，副室長，課長等」に，「等が行なう専決または」を「が行う専決又は」に，「定め，組織的，かつ，」を「定めることにより，組織的かつ」に改める。

第4条第2項中「総務課長」を「副室長」に改める。

別表事務局長の項第1号及び第2号中「課長」を「所属課長」に改め，「者」の右に「以上の者」を加え，同項第4号中「課長」を「所属室長」に改め，「者」の右に「以上の者」を加え，同項中第6号を削り，第7号を第6号とし，第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げ，同項に次の1号を加える。

(10) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関する事。ただし，地方独立行政法人制度並びに補助金及び助成金に係るものを除く。

別表学部長及び日本伝統音楽研究センター所長の項の次に次の3項を加える。

室長	(1) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の6日以内の休暇，欠勤等の承認等に関する事。 (2) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の4日以内の出張及び復命に関する事。 (3) 所属課長及びこれに準じる者以上の者の時間外勤務命令に関する事。
整備改革推進室長	(1) 1件100,000円以下の収入決定に関する事。 (2) 1件200,000円以下の製作品の売却決定及び契約に関する事。
	(1) 事務局に属する職員（課長及びこれに準じる者以上の者を除く。以下この項において「職員」という。）の休暇，欠勤等の承認等に関する事。 (2) 職員の出張及び復命に関する事。 (3) 職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただ

整備改革推進室副室長	<p>し、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。</p> <p>(4) 職員の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 支出命令及び振替命令並びに出納(物品に係るものを除く。)の通知に関すること。</p> <p>(6) 使用料、手数料その他諸収入の徴収に関すること。</p> <p>(7) 1件100,000円以下の支出決定に関すること。</p> <p>(8) 旅費の支出決定に関すること。</p> <p>(9) 水道、ガス、電気及び電話の料金、清掃手数料金その他定例的な経費の支出決定に関すること。</p> <p>(10) 1件100,000円以下の既納の使用料及び手数料の還付に関すること。</p> <p>(11) 自動車重量税の支出決定に関すること。</p> <p>(12) 1件100,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関すること。</p> <p>(13) 単価契約済みの物品等の調達契約に関すること。</p> <p>(14) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関すること。</p> <p>(15) 備品(教具及び教材を除く。)の貸出しに関すること。</p> <p>(16) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。</p> <p>(17) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。</p> <p>(18) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。</p> <p>(19) ホームページの作成に関すること。</p> <p>(20) 軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。</p> <p>(21) 証明に関すること。</p>
------------	--

別表課長及び附属図書館・芸術資料館事務室事務長の項中「附属図書館・芸術資料館事

務室事務長」を「担当課長」に改め、同項第1号から第4号までの規定中「所属職員」を「補佐職員」に改め、同項第5号及び第6号を削り、同項第7号中「ホームページ」を「担当事務に係るホームページ」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号中「軽易な」を「担当事務に係る軽易な」に改め、同号を同項第6号とし、同項第9号中「証明」を「担当事務に係る証明」に改め、同号を同項第7号とする。

別表総務課長の項を削る。

別表附属図書館・芸術資料館事務室事務長の項中「附属図書館・芸術資料館事務室事務長」を「附属図書館・芸術資料館企画運営課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)